

平成 27 年第 4 回大仙市議会定例会会議録第 4 号

平成 27 年 12 月 16 日（水曜日）

議事日程第 4 号

平成 27 年 12 月 16 日（水曜日）午前 10 時開議

- 第 1 議長報告
- ・平成 27 年度大仙市公の施設の指定管理者監査報告書
 - ・例月現金出納検査結果
- 第 2 議案第 123 号 大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 議案第 124 号 大仙市行財政不服審査法に基づく手数料条例の制定について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 議案第 125 号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 議案第 126 号 大仙市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について (総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第 127 号 字の区域の変更について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第 128 号 大仙市総合公園野球場等の指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第 129 号 大仙市サン・スポーツランド協和等の指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第 130 号 協和スキー場等の指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 10 議案第 131 号 平成 27 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第11 議案第132号 平成27年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）（教育福祉常任委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第12 議案第133号 平成27年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（建設水道常任委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第13 議案第134号 平成27年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）（教育福祉常任委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第14 陳情第37号 必要な医療・介護がうけられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第15 陳情第39号 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法整備法）廃止の意見書提出を求める陳情について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第16 陳情第41号 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法整備法）の廃止を求める陳情
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第17 陳情第38号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第18 請願第10号 西仙北地域強首地区内の道路・水道等に関する請願
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第19 意見書案第25号 必要な医療・介護がうけられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書
(質疑・討論・表決)
- 第20 意見書案第26号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第21 発議案第1号 公共施設等総合管理計画調査特別委員会の設置について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第22 公共施設等総合管理計画調査特別委員会委員の選任について
- 第23 公共施設等総合管理計画調査特別委員会委員長、副委員長の選任について
- 第24 各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出について

出席議員（27人）

1番 佐藤芳雄	2番 秩父博樹	4番 佐藤隆盛
5番 後藤健	6番 佐藤育男	7番 石塚柏
8番 藤田和久	9番 佐藤文子	10番 小山緑郎
11番 茂木隆	12番 橋村誠	13番 古谷武美
14番 金谷道男	15番 高橋幸晴	16番 富岡喜芳
17番 大野忠夫	18番 小松栄治	19番 渡邊秀俊
20番 佐藤清吉	21番 児玉裕一	22番 高橋敏英
23番 武田隆	24番 大山利吉	25番 本間輝男
26番 鎌田正	27番 橋本五郎	28番 千葉健

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	老松博行	教육長	吉川正一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	佐藤芳彦
企画部長	小松英昭	市民部長	高階仁
健康福祉部長	小野地淳司	農林商工部長	今野功成
建設部長	朝田司	上下水道部長	岩谷友一郎
病院事務長	柴田敬史	教育指導部長	千田寿彦
生涯学習部長	山谷喜元	次長兼総務課長	伊藤義之

議会事務局職員出席者

局長	木村喜代美	次長	伊藤雅裕
参考事	堀江孝明	副主幹	齋藤孝文
副本主幹	富樫康隆	主査	佐藤和人

午前10時00分 開 議

○議長（千葉 健） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（千葉 健） 日程第1、諸般の報告をいたします。

平成27年度大仙市公の施設の指定管理者監査報告書及び例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、別添お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（千葉 健） 次に、日程第2、議案第123号から日程第6、議案第127号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長20番佐藤清吉君。

（「はい、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、20番。

【20番 佐藤清吉議員 登壇】

○総務民生常任委員長（佐藤清吉） おはようございます。

本会議第3日、当委員会に審査付託となりました事件について、去る12月9日委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

議案第123号「大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について」、議案第124号「大仙市行政不服審査法に基づく手数料条例の制定について」及び議案第125号「行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の3件については、当局の内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第126号「大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」は、当局の説明に対し委員から「マイナンバーの通知カードの配達状況はどのようにになっているか。

また、市の行政事務手続において、マイナンバーを記載した場合としない場合は、事務内容に支障があるのか。」との質疑には「12月7日現在であるが、大仙市全体での通知カードは3万1,255通あり、郵便局に保管されているものが195通ある。市に返戻されたものは、宛て所なしと郵便局での保管期間が経過したもの、また、受取拒否が合計で1,484通あったが、転出、転居、死亡等で162通、また、市の窓口で交付されたものが75通あり、1,247通が残っている。マイナンバーを記載しない場合には、税や年金、雇用保険など行政手続きに必要な添付書類が増えることになる。記載しないことでの罰則規定はないが、義務であるので協力をお願いしたい。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「マイナンバーカードを請求しないと事務処理上、不都合が生じるのか。また、情報システムのセキュリティ管理は万全であるのか。」との質問には「マイナンバーカードは身分証明書の代わりにもなり、パソコンを利用して自分の情報を、行政機関がいつどことやり取りしたのかマイナポータル画面で確認ができる。また、マイナンバーカードには各自治体において独自の情報も入れることが可能である。情報システムに関するセキュリティ管理については、各官署で管理することになるが、大仙市においてもセキュリティを強める必要があると考えている。」との答弁がありました。

討論において、「マイナンバーカードに関する通知カードが年内には市民に配達されないことがはっきりした。マイナンバーの記載をしなくても業務上に支障がないことも明らかになった。また、個人情報漏れや情報セキュリティ問題も払拭されてなく、本条例案に反対する。」という発言と、「プライバシーの問題とセキュリティ問題には多少懸念はあるものの、これまで行政事務を担当する側は、個人を特定することが困難で、十分な行政サービスができていなかったと思われる。国の判断に協調し、本条例案に賛成する。」という発言がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第127号「字の区域の変更について」は、当局の説明に対し委員から「これまで字の区域の変更議案があったが、市民から苦情はなかったのか。また、字の区域が変更された地権者には、どのように通知されるのか。」との質疑には「字の区域の変更後に市民から苦情があったことは、これまでにない。地権者へは、議決後に告示を行い、その後に本人に通知される。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【20番 佐藤清吉議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。8番藤田和久君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、8番。

【8番 藤田和久議員 登壇】

○8番（藤田和久） おはようございます。日本共産党の藤田和久です。

私は議案第126号、大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、反対討論を行います。

これはマイナンバーに関する条例の制定であります、私たち日本共産党議員団は、マイナンバー制度は国が決めた制度であり、自治体として実施せざるを得ない制度でもあり、トラブル等を少しでもなくす立場から、それらの条例の制定ということで、当初は賛成する予定でおりました。しかしながら、マイナンバー制度に対する国民の大きな反対運動が起こっております。憲法違反だとして全国各地での裁判闘争も始まっております。

マイナンバー制度は、1月1日からの実施ということですが、番号通知カードが本人に届かず、実施まで間に合わないことも挙げられます。

また、全国各地でマイナンバー制度が実施される前からマイナンバー制度に関しての詐欺事件などが多発している現状、また、個人情報漏れによるプライバシーの不安なども指摘されており、数々のリスクが挙げられると思います。

よって、私たち日本共産党は、議案第126号、大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制

定については、反対を表明するものであります。

以上であります。

【8番 藤田和久議員 降壇】

○議長（千葉 健） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第126号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者24人 起立）

○議長（千葉 健） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第123号から議案第125号及び議案第127号の4件を一括して採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（千葉 健） 日程第7、議案第128号から日程第9、議案第130号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長13番古谷武美君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、13番。

【13番 古谷武美議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（古谷武美） おはようございます。

本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る12月9日、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第128号「大仙市総合公園野球場等の指定管理者の指定について」であります
が、当局の内容説明に対し委員から「今回の募集に対して総合公園関連の管理をしてい
た株式会社東北ダイケン秋田支店とファミリースキー場を管理していた株式会社大曲ス

ポーツセンターの2社が応募しているが、大曲スポーツセンターを選定した理由とは何か。特に良い点があったのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「今回選定された大曲スポーツセンターは、安全が最重要視されるスキー場の運営に長けていることや地元のスポーツクラブとのタイアップ、ゴルフ場経営で培った芝生や土作りの専門知識や技術が反映できることなどが期待されることから選定に至った。」との答弁がありました。

そのほかに2、3の質疑がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一一致をもちまして、本件は原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第129号「大仙市サン・スポーツランド協和等の指定管理者の指定について」及び議案第130号「協和スキー場等の指定管理者の指定について」であります
が、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【13番 古谷武美議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第128号から議案第130号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第10、議案第131号から日程第13、議案第134号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務民生常任委員長20番佐藤清吉君。

(「はい、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉健) はい、20番。

【20番 佐藤清吉議員 登壇】

○総務民生常任委員長(佐藤清吉) ご報告いたします。

議案第131号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、当常任委員会に所管する予算については、当局の補正予算の説明に対し、「選挙権年齢が18歳に引き下げられることからシステム改修経費が予算措置されるが、一般財源とされる77万円には地方交付税算入などの交付金はないのか。また、高校生に対する啓発活動はどのように考えているのか。」との質疑に「一般財源の77万円には交付金に代用されるものは考えられていないため、一般財源となる。また、高校生に対しては、今年7月に選挙の仕組みや模擬投票・開票などを学ぶ出前講座を実施したが、今後も県と連携を図り、出前講座で周知を図りたい。」との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(千葉健) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉健) 質疑なしと認めます。

【20番 佐藤清吉議員 降壇】

○議長(千葉健) 次に、企画産業常任委員長5番後藤健君。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉健) はい、5番。

【5番 後藤健議員 登壇】

○企画産業常任委員長(後藤健) ご報告いたします。

今期定例会、本会議第3日に当常任委員会に審査付託となった事件につきまして、去る12月9日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

同じく議案第131号のうち、農林振興課所管の大豆栽培モデル対策事業に係る補正予算について、委員から「大豆栽培モデル経営体育成事業の面積や収量、品質の基準はどれぐらいか。」との質疑があり、当局からは「ポイントによって助成単価が違つており、面積が4ha以上8ha未満が10ポイント、8ha以上12ha未満が20ポイント、12ha以上が30ポイント。収量については、10a当たりの収量が120kg以上150kg未満が10ポイント、150kg以上180kg未満が20ポイント、180kg以上210kg未満が30ポイント、210kg以上が40ポイントとなっている。また、品質については、1・2等級の割合が10%以上30%未満が10ポイント、30%以上50%未満が20ポイント、50%以上が30ポイントとなっており、ポイントの合計が30以上50未満で助成単価が千円、50以上70未満が3千円、70以上で6千円となっている。」との答弁がありました。

次に、林道施設災害復旧事業費について、委員から「路肩決壊箇所を原型復帰させる補修とのことだが、林道の場合、舗装していない場合が多いので雨に弱い。こうした復旧事業の際に道路横に水路をつけるなど、雨水を考慮した形にできれば壊れにくくなるのではないか。」との質疑があり、当局からは「災害の原因としては、路床を水が流れることで路肩が壊れることが多い。今回の補正については災害の査定になった箇所だが、それ以外の災害や路床が壊れた場合には、維持補修工事で管理していきたい。」との答弁がありました。

次に、産地づくり推進事業費について、委員から「この事業費は市が足りない部分を出さなければならない状況になっているが、国や県からの配分を増やすことはできるのか。」との質疑があり、当局からは「国からの配分は春にされてきたが、国ではその配分枠の中で調整することとなっており、また、今年度からは県からの配分もあり、この県枠配分については、面積が拡大した分について配分されている。今回、大仙市には5,600万円ほど配分されている。」との答弁がありました。

また、他の委員から「今回から市の協議会に上乗せして新規に県で産地交付金の活用を図っているとのことだが、農家の方々は市の分と県の分と両方あることはわかっているのか。翌年度のことを考えるとき、補助金の意味合いは大きいので、十分な情報伝達が必要ではないか。」との質疑があり、当局からは「農家の皆様には、3月頃に27年度からは県枠分も加算になるとの話をしている。特に大豆の場合は補助金の割合も大きいので、農家の経営に支障がないよう今後も丁寧に説明していく。」との答弁がありま

した。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【5番 後藤健議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、教育福祉常任委員長13番古谷武美君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 13番。

【13番 古谷武美議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（古谷武美） ご報告いたします。

議案第131号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、中仙地域スクールバス運行業務委託料について、委員から「運行基準は決まっているのか。」との質疑があり、それに対し当局からは「国の基準については、小学校が4km以上、中学校が6km以上となっている。しかしながら、冬期間の通学など地域の道路事情により、やむを得ない場合においては、国の基準を満たさなくても対応している。」との答弁がありました。

また、「清水小学校で8人の利用があるようであるが、どの地区でどれぐらいの距離なのか。」との質疑があり、それに対し当局からは「大吹、沖田、万願寺の3地区で、片道8kmであり、合併前からスクールバスでの通学をしている。」との答弁がありました。

さらに委員から「登下校の時間帯だけの運行契約なのか。」との質疑があり、それに対し当局からは「登校時1時間、下校時は時間割などの関係もあり、2往復3往復するので2時間、そのほかに運行前と運行後に1時間ずつ点検の時間を設定しており、合計で一日5時間の契約となっている。」との答弁がありました。

次に、各種大会派遣費補助金について、委員から「日々の練習の成果としてこの補正予算が提出されることなので喜ばしいことであるが、しかしながら、現在、少子化によ

り児童数・生徒数の減少が進んでおり、派遣費用もそれに比例して減っているのではないか。」との質疑があり、これに対して当局からは「子どもたちや指導者も日々頑張つておらず、少子化に比例して減少するのではなく、むしろその結果の表れとして、当初及び補正の予算額が増加していると思われる。」との答弁がありました。

そのほか2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第132号「平成27年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」及び議案第134号「平成27年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【13番 古谷武美議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、建設水道常任委員長6番佐藤育男君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 6番。

【6番 佐藤育男議員 登壇】

○建設水道常任委員長（佐藤育男） ご報告いたします。

今次定例会、本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る12月9日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告をいたします。

議案第131号のうち当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対しまして、委員から、市民ゴルフ場管理運営費について、「管理運営費を増額するものだが、この増額分で老朽化したトイレ改修などを行うのか。」との質疑があり、当局からは「市民ゴルフ場の管理運営業務については、株式会

社大曲スポーツセンターに委託しており、使用料の収入をもって委託経費とする契約を締結している。今回、使用料収入の増加に伴い補正するものであるが、あくまでも管理運営費の中の管理委託経費の補正であり、施設改修、草刈機購入に係る経費などは、管理運営費の中に別途予算計上している。」との答弁がありました。

そのほか2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第133号「平成27年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【6番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第131号から議案第134号までの4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第14、陳情第37号から日程第16、陳情第41号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長20番佐藤清吉君。

（「はい、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、20番。

【20番 佐藤清吉議員 登壇】

○総務民生常任委員長（佐藤清吉） ご報告いたします。

陳情第37号「必要な医療・介護がうけられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書」は、委員から「国の施策の中で社会保障の充実をしっかりさせて生活を安定させが必要」と願意を妥当とし、賛成する意見がありました。

反対する意見はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第39号「安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法整備法）廃止の意見書提出を求める陳情について」は、委員から「北朝鮮からのミサイルの発射、テロ事件など、日本は安全に対する意識は変わってきてている。国民の生命と財産を守ることから安全保障関連2法は必要だと考える。」、また、他の委員からは「日本は憲法9条に頼って平和が守られてきたわけではない。非核三原則、周辺事態法、PKO活動法など、様々な政治の流れによって法律が加えられ、平和が守られている。安倍政権は戦争は再び繰り返さないと公の場で発言している」とのことから本陳情には反対する意見と、「安全保障関連2法は国会の議論を通して、日本の平和、国民の安全とは全く無縁で、内容は同盟国であるアメリカが世界で行う戦争に際して、自衛隊が参戦して支援するという内容がはっきりした。今後、一切戦争を行わない国だということを守り続け、世界に向けて堂々と言える日本にしていくべき」とことから願意を妥当とし、賛成する意見、さらに「日本は法治国家であるので、憲法論議を先行させることが大きいことから、さらに調査を要する」とし、継続審査を望む意見もありました。

継続審査を求める意見があったことから、最初に継続審査を諮りましたが、賛成少数により、閉会中の継続審査は否決されました。

採決に入り、賛成少数により、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第41号「安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法整備法）の廃止を求める陳情」については、既に委員会で議決された陳情第39号と同一趣旨のものであり、一事不再議の原則により議決不要を諮りました。

委員から異議はなく、議決不要と決し、陳情第41号は不採択すべきものとみなしました。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【20番 佐藤清吉議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 討論なしと認めます。

これより陳情第37号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

これより陳情第39号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者3人 起立）

○議長（千葉 健） 起立少数であります。よって本件は、不採択することに決しました。

次に、陳情第41号を議題といたします。本件に対する委員長報告は、みなし不採択であります。この陳情につきましては、既に議決された陳情第39号と同一趣旨でありますので、一事不再議の原則により議決不要としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 異議なしと認め、本陳情は、議決不要といたします。

本陳情は、不採択されたものとみなします。

○議長（千葉 健） 次に、日程第17、陳情第38号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長13番古谷武美君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、13番。

【13番 古谷武美議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（古谷武美） ご報告いたします。

陳情第38号「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現の意見書を求める陳情書」につきましては、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、ご報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【13番 古谷武美議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 討論なしと認めます。

これより陳情第38号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第18、請願第10号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長6番佐藤育男君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、6番。

【6番 佐藤育男議員 登壇】

○建設水道常任委員長（佐藤清吉） ご報告いたします。

請願第10号「西仙北地域強首地区内の道路・水道等に関する請願」につきましては、現地調査を行い、慎重審査した結果、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【6番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） 討論なしと認めます。

これより、請願第10号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第19、意見書案第25号及び日程第20、意見書案第26号の2件を一括して議題といたします。

意見書案第25号は総務民生常任委員長から、意見書案第26号は教育福祉常任委員長から、それぞれ提出されております。

お諮りいたします。意見書案第25号及び意見書案第26号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって本2件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） 討論なしと認めます。

これより意見書案第25号及び意見書案第26号の2件を一括して採決いたします。
本2件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決された意見書案第25号及び意見書案第26号の2件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長（千葉 健） 日程第21、発議案第1号を議題といたします。

提出者に説明を求めます。26番鎌田正君。

(「はい、26番」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） はい、26番。

【26番 鎌田正議員 登壇】

○26番（鎌田 正） 発議案第1号、公共施設等総合管理計画調査特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

平成26年4月、総務省は地方公共団体に対し、全ての公共施設を対象に施設の老朽化や利用状況、維持管理に必要な経費の見直し等を踏まえ、施設の更新・統合・長寿命化など今後の施設管理の基本方針を記載した「公共施設等総合管理計画」の策定を要請いたしました。

市では、この策定方針に従いまして、平成27年6月に施設の現状に関する調査結果をまとめ、本市の公共施設の全体像や将来の更新経費の試算が明らかになりました。

あわせて、今後の取り組みといたしまして、計画的な長寿命化対策、施設の総量縮減の推進、財産の有効活用、維持管理コストの低減、取り組み方方策と実施の優先順位を「公共施設等総合管理計画」に登載していくことを示され、平成28年度中の策定作業を進めております。

大仙市議会といたしましても、28年度に示される同計画及び個別施設の実施計画は、

この先の人口減少や少子高齢化の進行が懸念される中、市の財政健全化を構築する必要があります。地域住民の多様な意見・要望等を的確に把握する必要があり、さらに地域住民に対する説明責任を果たす責務があることから、公共施設の現状と利用実態の調査・研究を進めるために、議員10人からなる「公共施設等総合管理計画調査特別委員会」を設置する提案をするものでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 健） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、藤田和久君。

○8番（藤田和久） 日本共産党の藤田です。

私の考え方からいきますと、特別委員会というのは何か問題があつたり、問題があるんだけど、どういう問題なのか調査が必要な場合とか、そういう場合に設置するのが特別委員会だと、まず思っておりました。

それから、長期計画そのものは自治体が決めるものです。住民や関係団体の意見を参考にしながら市が決めるもので、議会がね決めるものではありません。議会は、それが望ましいことなのか悪いことなのか、いわばその辺をチェックするというのが議会の仕事だと思います。

それから、全国的に今、議会改革ということでいろいろ学習会とかそういうものが行われています。そのためか、基本計画とか総合発展計画とかに関する特別委員会を設置した自治体もあります。しかし、マスコミや一部の専門家の方からは、やはり議会の越権行為じゃないかというような意見も上がっております。私自身も、この議会の範疇を超えているような気がしてなりません。その点について、どのように考えているのか教えていただきたい、これが1点です。

2つ目はですね、最初に言いましたように、公共施設等総合管理計画そのものについて、どのような問題があるのか、発生したのか、その点を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（千葉 健） 提案者より説明を求めます。

○26番（鎌田 正） 8番の藤田さんの質問にお答えしたいと思います。

まず第1点、この特別委員会の設置に関しては、委員会条例第6条にありますように、議会の議決をもって特別委員会を設置できるということになっておりますので、これは

後ほどの採決によるものではなかろうかなと思っております点1点と、それから、藤田さんが今質問されましたこの特別委員会の内容といいますか、その委員会の使命といいますか、そういうものについては、私はこの点については当局のみならず私どもこの議会といたしましても責任があるんじゃないのかなと、今後の公共施設のあり方、あるいは公共施設の管理運営についても、そういう観点から申し上げましても、今回は当局とも問題を共有しながらこの特別委員会が必要ではなかろうかなと、私はそういうふうに認識しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（千葉 健） ただいまの提案者に対する再質疑ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、藤田君。

○8番（藤田和久） 議会も議員も、そういう任務を持ってかかわるというのは、これは非常に大事なことで、だけども特別委員会を設置しなくても、議員の日常活動としてね、それはできると思うんですよ。

それから、市の方でもそういう計画について一定の判断のもとで中間発表とか最終的な判断で、我々にやっぱり説明して、それでやっぱり異常だと思われるような場合には、我々も反対の意見を出したりね、そういうこともありますので、私自身はその点で特別委員会まで必要なのかということを、反対だということを表明したいと思います。

以上です。

○議長（千葉 健） ほかに質疑ある方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【26番 鎌田正議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番佐藤文子さん。

【9番 佐藤文子議員 登壇】

○9番（佐藤文子） 私は、発議案第1号、公共施設等総合管理計画調査特別委員会の設置について、反対討論を行います。

議会がそもそも設置する特別委員会とは、特定の事件の審査のために設けられるものであります。特定の事件として扱うその根拠、問題点、目的を具体的に明確に示さなければなりません。

ればなりません。

また、設置にあたっては特別委員会の最終答申、報告となるものは、議会全体の意思を示すというふうなことになりますので、全議員一致による設置というふうなことが原則であります。

この観点から、今回の特別委員会の設置案、提案理由を見ますと、まず調査の目的を公共施設の現状と利用実態の調査・研究を進めるためとしておりますが、現状の調査をこの特別委員会の調査の目的にするというふうなこの文言自体が、いわゆる設置するその目的に値するものではありません。

また、どの公共施設を対象としているのか、どのような問題があるのか、それが特別委員会に付すべき重大な問題となっているのか、具体性が全く示されておりません。

こうしたことから、特別委員会の設置には道理がないものだと感じるものであり、発議案に反対するものです。

議員は、公共施設等総合管理計画に、どう臨むべきか、それは住民合意を基本に据え、そして公共施設は市民共有財産であるという立場から、どのようにするかは住民の要求や意見など十分に反映される取り組みが必要となります。管理計画によって施設利用の利便性が損なわれたり施設機能が低下したり、様々な市民活動が低下するようなことがあってはいけません。こうした市民の声を議会内外の場で議員が、この28名の議員それぞれが市民に対し、要望や意見を聞くというのは、議員のそもそもの使命であります。市政にしっかりと市民の声を反映させる役割をするのが私たちの仕事だというふうなことを申し上げて、反対討論を終わります。

以上です。

【9番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（千葉 健）ほかに討論ございませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健）はい、7番石塚君。

【7番 石塚柏議員 登壇】

○7番（石塚 柏）私は、公共施設等総合管理計画調査特別委員会の設置について、賛成の立場から討論したいと思います。

まずははじめに、我々は議会基本条例を立案し、制定しております。その中に議員は議会は、政策を研究し立案をすると。そのために不断の努力をするということを誓い合つ

ております。計画は執行部が作るものということになれば、議会そのものの存立の意味をほとんどなくしてしまうという可能性があります。

そしてまた、公共施設は各常任委員会複数にまたがっております。常任委員会に検討を委ねるといつても、大きな問題に対しては対処しきれない場合が想定されるのではないかと懸念をいたします。

次に、具体的に3つの意味でもって設置に賛成いたします。

1つは、当局は、かねてより公共施設の全部を維持することは困難だと市長が度々発言されております。これは公共施設の統廃合を前提にしている発言だと受け止めております。市民目線に立てば、これを執行部の判断のみに委ねるということは、極めて議会としての責任を果たすことのできない可能性があると思います。

次に、近い将来、公共施設の耐用年数が集中的に終わると。改築するか、あるいは廃止してしまうか。改築するとすれば多大の予算を追従してしまうという可能性があります。そのことによって、そのほかの市民生活に必要な予算、これに多大な影響を与える可能性があると思います。

次に、3点目、大仙市は合併により多数の町村により構成をされております。したがって、同じような公共施設が大仙市に点在しております。これに統廃合という問題が加わるとすれば、地域の利益のみだけでは解消できない問題であります。議会全体としての市民の利益にかなう結論を出す責務を求められると思います。そういったことを考えて、今回は私は公共施設等総合管理計画設置特別委員会の設置に賛成をいたします。

以上であります。

【7番 石塚柏議員 降壇】

○議長（千葉 健） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。この採決は起立をもって行います。発議案第1号、公共施設等総合管理計画調査特別委員会の設置について、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者24人 起立）

○議長（千葉 健） 起立多数であります。よって発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（千葉 健） 日程第22、公共施設等総合管理計画調査特別委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において5番後藤健君、6番佐藤育男君、7番石塚柏君、13番古谷武美君、14番金谷道男君、18番小松栄治君、20番佐藤清吉君、21番児玉裕一君、23番武田隆君、25番本間輝男君の10名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました10名を、公共施設等総合管理計画調査特別委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名を、公共施設等総合管理計画調査特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に公共施設等総合管理計画調査特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

委員長の選出が終了するまでの進行役は、年長委員が務めることになります。

なお、委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、本会議において選任することになりますので申し添えいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（千葉 健） 日程第23、公共施設等総合管理計画調査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

お諮りいたします。委員長、副委員長の選任については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

公共施設等総合管理計画調査特別委員長に21番児玉裕一君、同副委員長に6番佐藤育男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました両君を、委員長、副委員長に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました両君を、委員長、副委員長に選任することに決しました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第24、各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条並びに第110条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり決しました。

○議長（千葉 健） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成27年第4回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労様でした。

午前11時17分　閉　　会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

